

標準特許の取得 オーストラリアにて。

標準特許は、お客様の重要な新開発を保護するための、よく使用されている手段です。それは20年間有効な独占権を与えます。

発明がオーストラリアで開発された場合、これを特許によって保護する通常の第一歩が「仮」特許出願です。この主な目的の1つが、お客様の発明に「優先日」を設定することです。ある特定の発明に対する特許権付与は、先着順制なので、この優先日は非常に重要です。オーストラリア(および殆どの国々)では一般に、優先日が最も早い発明に特許権が付与されます。さらに仮出願では、発明を公開し、その発明を商業的に使用するかどうかを選ぶことができます。仮出願は、その発明を記録した「明細書」を含み、12ヶ月間だけ有効に存続します。

発明の詳細は自動的に公開されないで、お望みであれば秘密裏に開発を続けることができます。さらに改良を加えた場合は、追加仮出願を行うことができます。

仮出願をしてから12か月以内に、独占権を請求して記述する「クレーム」と共に、「完全な」特許の出願が行われなくてはなりません。元の発明の側面を含む追加仮出願が行われた場合は、最初の出願と追加出願を組み合わせると1つの完全出願にすることが適切であるかもしれません。

仮出願をせずに、完全出願だけで特許手続を始めることは可能ですが、そうすることは現地で開発した発明ではまれです。

特許庁は完全出願を公開します。よって優先日から18ヶ月後にあなたの発明は公開されます。その後、特許庁はこの出願の特許性を審査します。

拒絶された場合は、出願が許可可能になる前に、その拒絶に対処しなければなりません。その後、他の人が特許付与に異議を申し立てる機会を持ち、特許庁はこれらの紛争を解決します。異議申立がなかった場合(またはその申立に打ち勝った場合)は、標準特許が付与されます。優先日から標準特許が付与されるまでの期間は、3年以上です。

お客様の完全出願には幾つかの発明を包含することができますが、付与された特許の対象は、発明1つのみです。その他の発明は、その主要発明に基づいて、分割出願で保護することができます。分割出願の結果として得た特許は、もとの出願と同じ優先日を持ち、もとの出願が許可された後、3ヶ月以内に提出しなくてはなりません。

お客様の標準特許はオーストラリアでのみ独占権を与えます。他の国で特許を取得するには、興味のある国ごとに、特許を出願する必要があります。12ヶ月以内に他国で出願した場合、オーストラリアにおけるお客様の優先日は殆どの国で認められます。

注: これは簡略化した説明です。多くの選択肢と変形例は、簡略化するために省かれています。個々の事例につきましては、ウォーターマークにご相談ください。

オーストラリアには、別の種類の特許もあります。革新特許は、小さな発明のためのもので、8年間有効な独占権を与えます。

オーストラリアでの革新特許の取得については当事務所の別の説明書(www.watermark.com.auで利用できます)をご参照ください。

メルボルン

T +613 9819 1664
F +613 9819 6010

シドニー

T +612 9888 6600
F +612 9888 7600

パース

T +618 9325 1900
F +618 9325 4463

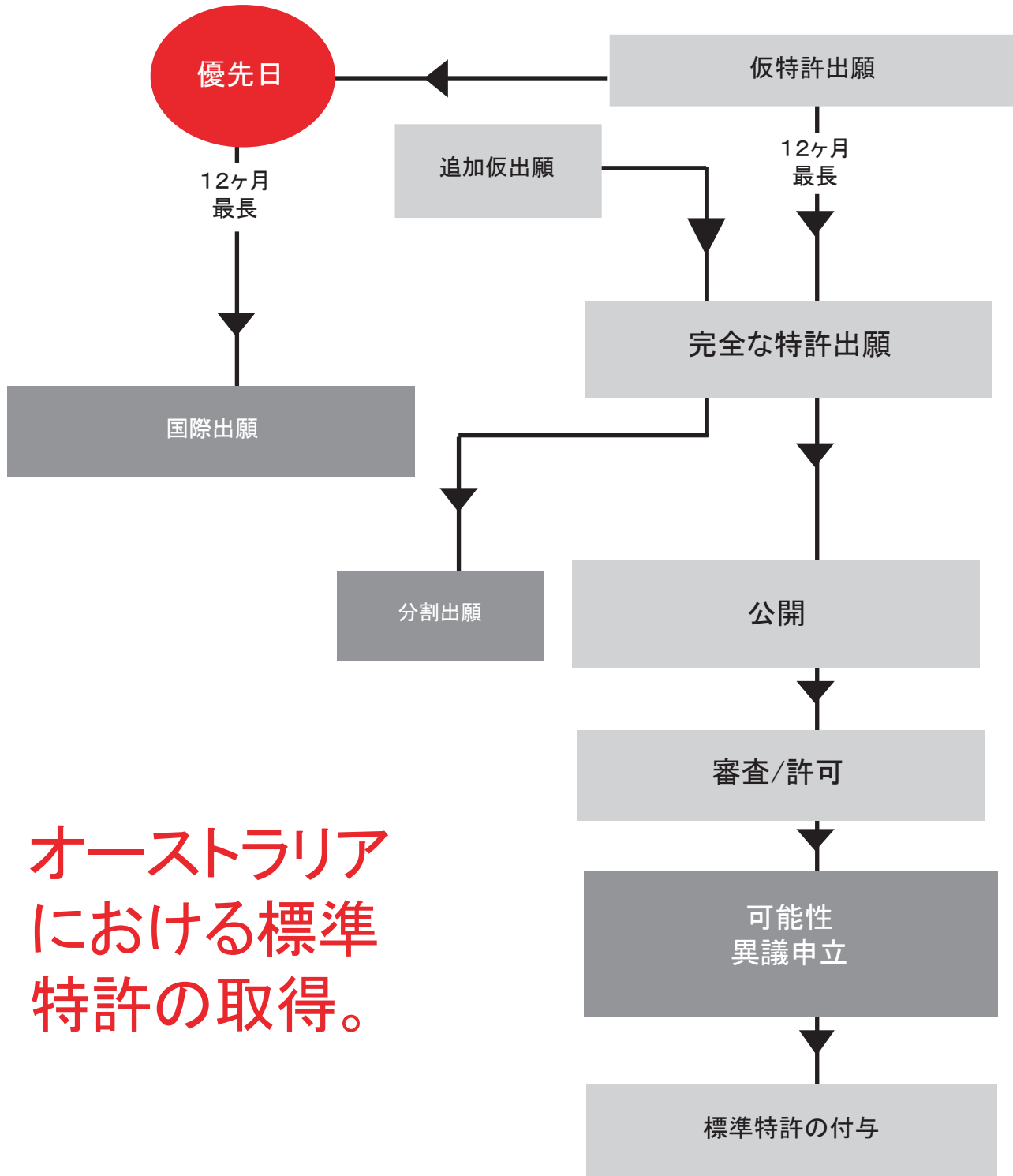
E mail@watermark.com.au
www.watermark.com.au

特許

次の頁に掲載した図は、標準特許を取得する手続きを簡単に示しています。

ウォーターマークの知的財産権に関する幅広いサービス内容を詳しく知りたい方は、mail@watermark.com.auにご連絡ください。





オーストラリア
における標準
特許の取得。